

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設 建築住宅課

許認可等の内容		小集落改良住宅名義変更の承認
根拠法令等及び条項		栃木市小集落改良住宅条例施行規則第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市小集落改良住宅条例施行規則第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例施行規則抜粋 (名義変更)</p> <p>第7条 改良住宅の入居世帯主が死亡し、又はその同居親族を残して退去した場合において、当該同居親族が引き続き当該改良住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に小集落改良住宅入居者名義変更許可申請書(別記様式第5号)により市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該承認を受けようとする者又は当該承認を受けようとする者と同居している者が暴力団員である場合は、市長は、当該変更を承認してはならない。</p>	